

防疫対策班 焼埋却処分係 業務マニュアル (埋却処分) 県土整備事務所及び建設業協会

目次
I 疾病の概要
II 埋却業務における留意点
1 係員の健康調査
2 作業者への留意点
3 作業時の服装
4 作業に使用する重機等機械の留意点
III 業務内容
1 「疑似事例」から「疑似患者発生」確定までの業務
1-1 埋却処理の選択
1-2 業者の選定
1-3 処分候補地の選定
1-4 埋却作業スケジュールの調整
1-5 調達資機材等リストの作成及び手配
1-6 「疑似患者発生」確定前の実働準備
2 「疑似患者発生」確定以降の業務
2-1 処分候補地の現地確認
2-2 処分地レイアウトの作成
2-3 処分地の確定
3 処分地確定以降の業務
3-1 業務の指示区分と業務仕様
3-2 埋却業務の仕様
(1) 概略図の作成
(2) 埋却溝掘削前の準備
(3) 埋却溝の掘削(掘削幅、底面幅、最大掘削深度及び面勾配)
(4) 消石灰の散布
(5) プルシーシートの敷設
(6) 家きん死体・汚染物品の運搬・投入(フレコンバッグの投入)
(7) 場外に搬出して埋却する場合の対応(処分地が発生農場と離れている場合)
(8) 埋め戻し(被覆土)
(9) 防疫フェンスの撤去 ※フェンスを設置している場合
(10) 重機(資機材)撤収のための消毒
(11) 進入路の現状復旧 ※進入路を拡張した場合
業務の進捗管理
IV 経費等支払い業務
VI 処分地における部外者(マスメディア等)への対応

I 疾病の概要

1 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザは、国際獣疫事務局が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ホロホロ鳥または七面鳥(以下「家きん」という。)の疾病をいう。

本病は、高い致死性を示すことが多く、その伝播力は強く、鳥から鳥へ直接感染するだけでなく、排泄物や水を介しても感染し、感染が確認されれば、その農場に飼養されている家きん全羽を殺処分して焼埋却する防疫措置が必要となる。

また、希に人への感染も確認されており、防疫措置実施にあたっては、防疫服等の防疫装備の着用が必須である。

2 低病原性鳥インフルエンザ

H5もしくはH7亜型のA型インフルエンザウイルス(高病原性と判定されたものを除く。)の感染による家きんの疾病。

本病は、ほとんど臨床症状を示さないが、故に発見が遅れるおそれがある。海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した事例が確認されていることから、高病原性鳥インフルエンザ発生時と同様な防疫措置により、まん延を防止する必要がある。

※なお、低病原性鳥インフルエンザ発生時は、防疫指針上、移動制限区域の設定等が異なるが、基本的には本マニュアルに準じて対応する。

II 埋却業務における留意点

1 係員の健康調査

係員は、汚染物品搬入開始前においては、基本的に集合場所における健康調査は不要であるが、処分地への汚染物品搬入開始以降は、汚染区域内での作業となるため、健康調査の対象となる。

なお、処分地が発生農場敷地内にあり、家きん舎等の配置から、汚染物品搬入開始前であっても、家畜防疫員が汚染区域と判断した場合においては、係員等は、集合場所における健康調査を実施する必要がある。

2 作業者への留意点

『家きん農場等における鳥インフルエンザ発生時の防疫作業従事者の健康調査マニュアル』より(平成28年12月20日 島根県健康福祉部)

- (1) 防疫作業従事者の健康に関する除外要件
ア 呼吸器疾患、肝臓病、腎臓病、糖尿病、血液疾患等で通院加療中である者
イ 循環器疾患で通院加療中の者(ただし、降圧剤服用中の者で収縮期血圧140mmHg未満、拡張期血圧90mmHg未満にコントロールされている者は作業可)

ウ 本人が10日以内にインフルエンザと診断された者
 エ 家族が2週間以内にインフルエンザと診断された者
 オ 体温が37.5度以上の者
 カ 過去に抗インフルエンザウイルス薬(タミフル)を服用して、副作用(腹痛、下痢、吐き気、皮疹等)の出た者
 キ 妊娠している者、妊娠している可能性のある者又は授乳中の者
 ク その他、医師から重度の肉体的労働を止められている者
 ケ 自宅で養きん(鶏等)を飼育しているか、接触の可能性のある者

(2) 問診及び検診

作業に従事する者は事前に問診票を記入提出するとともに、集合場所の健康調査班(健康福祉部)の検診を受ける。

(3) 作業工程

「高病原性鳥インフルエンザの埋却作業行程」(資料48)に標準的な1日の作業行程が記してあるので、作業はこの内容を確認した上で行う。

(4) 作業後に風邪等の症状が出た場合の対応

作業に従事した者で、帰後に風邪等の症状が出た者は、埋却作業場所を所管する保健所に連絡の上、その指示に従う。

(5) 汚染物への濃厚接触時の対応

汚染物品に濃厚に接触(吸い込むあるいは飲み込む)した場合は直ちに、焼埋却調整係(農林振興センター)の家畜防疫員に申し出、指示に従う。

3 作業時の服装

(1) 防疫服等の装備一式は、全て現地防疫対策本部(農林振興センター)で準備する。

(2) 処分地の係員は、原則として奮合作業係と同様の服装(防疫服2枚、手袋2枚、ゴーグル、マスク、長靴)とするが、汚染物品搬入開始前においては、処分地は清浄区域として取り扱うため、作業性を考慮してゴーグル、マスク等の脱着は柔軟に行って構わない。

(3) 防疫服等装備の着脱(休憩あるいは作業終了時)については、サポーター係(農林振興センター)の指示に従う。なお、埋却処分地が農場と離れている場合には、防疫服等装備の着脱のサポーターは焼埋却調整係(農林振興センター)の指示に従う。

「高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)防疫服着脱マニュアル」(資料16)を参照のこと。

(4) 降雨時、寒冷時(防寒用)には、雨合羽の着用を励行する。

4 作業に使用する重機等機械の留意点

(1) 使用機械に関する留意点

現地に搬入した機械は、原則として処分地における全ての防疫作業が終了するまで埋却処分地から搬出しない。作業期間中に搬出する必要がある場合は、焼埋却作業係(家畜防疫員)の指示を受ける。

(2) 作業終了時の対応

防疫作業が終了し、搬出する際は、現地の消毒準備係(埋却処分地が発生農場と離れている場合等では焼埋却調整係)に申し出て、十分な消毒を受ける。

原則として、作業後7日間は発生農場以外の家畜動物飼養施設で使用しない。止むを得ず使用する場合には、家畜防疫員の指示を受けること。



農場出口の前で全身を消毒します。



III 業務内容

1 「疑い事例」から「疑似患畜発生」確定までの業務

なお、初動防疫対応に係るタイムスケジュールについては、(資料1、2)を参照のこと
 1-1 埋却処理の選択

家畜衛生部が作成する防疫計画案に基づき、畜産課が農林水産省と協働の上、家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病の病原体に汚染し、または汚染したおそれがある物品(処分畜含む)の処理方法として埋却を選択した場合には、本マニュアルを基本として埋却する。

1-2 業者の選定

(1) 協力の要請

県建設業協会防疫業務協定書(資料57)、地区建設業協会防疫業務協定書(資料58) 農林水産部長(農村整備課)は、処分方法や規模等から協力が必要と判断した場合に、家畜伝染病発生時における防疫対策業務に関する協定書(以下「協定書」という)に基づき、一般社団法人島根県建設業協会及び島根県〇〇地区建設業協会(発生農場の所在地を所管する地区協会)に協力の要請をする。【様式54】(様式第1号:協力要請)

(2) 推薦書の受理

焼埋却処分係(県土整備事務所)(隠岐支庁県土整備局又は県土整備事務所、以下同じ)は、一般社団法人島根県〇〇地区建設業協会が提出した推薦書【様式55】(様式第2号:推薦書)を受理し、施工業者を確認する。

(3) 業務の要請と受諾

焼埋却処分係(県土整備事務所)は、推薦があった施工業者に、業務の実施を要請し、施工業者はこれを受諾する。【様式56】(様式第3号:受諾書)

1-3 処分候補地の選定

焼埋却処分係(県土整備事務所)は、農振センター防疫対策会議で防疫計画案に示された処分候補地と処分方法について、焼埋却調整係(農林振興センター)、市町村、保健所等関係機関と協議調整を行い、処分候補地を確認する。

(1) 埋却地の選定の基本方針

ア 処分候補地は、農場内あるいは農場が所有している土地を基本とするが、不可能な場合は農場に近い公有地等を選定する。

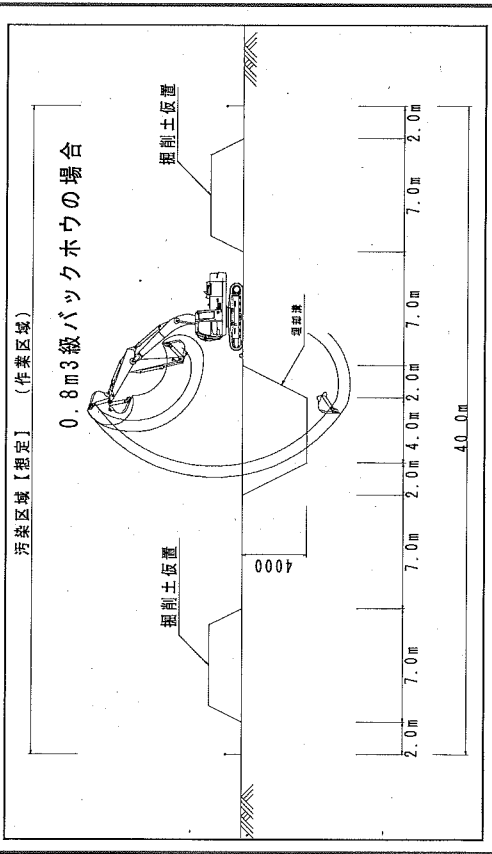
イ 処分候補地の選定協議

焼埋却調整係(農林振興センター)は、焼埋却処分係(県土整備事務所、保健所及び市町村担当部局)に処分候補地における旅行上の留意点(土質、地下水(断層)、重機等の進入路幅、下流域の水源の有無、住民生活への影響など)を確認する。(既存資料・データ等により確認)

【留意事項】

- 1 埋却地の必要面積は、埋却溝の長さ、溝本数により変動するが、100羽あたり概ね0.55㎡～0.96㎡
- 2 埋却地の地理条件
 - (1) 人家、水源、河川及び道路に近接しない場所
 - (2) 日常、人及び家きんが接近しない場所
 - (3) 最低4m程度の掘削が可能であること
 - (4) 重機搬入路(台車：トレーラー通行可)の確保ができること(拡張工事の可否)

【掘削重機と埋却溝とのレイアウト(参考)】



1-4 埋却作業スケジュールの調整

焼埋却調整係(農林振興センター)は、焼埋却処分係(県土整備事務所及び施工業者)と協議して埋却作業のスケジューリング(掘削資機材搬入～埋却溝掘削～完全撤収までの行程)を調整する。

1-5 調達資機材等リストの作成及び手配

(1) 現地防疫対策本部(農林振興センター)は、家畜伝染病発生時に業務が迅速に実施できるよう、事前に調達資機材等のリストを作成しておくとともに、調達担当部署と調達先を明確にしておく。

(2) 発生時には、現地防疫対策本部(農林振興センター)は、下記の資機材を必要に応じて緊急手配(備蓄防疫資材、購入、レンタル等)する。

- ア 消石灰(埋却溝底面及び法面散布用) 散布量の目安は1kg/㎡
- ・消石灰1袋⇒20kg ※1埋却溝につき、計4回の重積散布が必要
- イ フレコンバンダック
 - ・成鶏で概ね200羽/フレコンバンダック(1t)
- ウ その他、農場内の汚染物品(鶏卵、飼料、飼料、排せつ物等) プルーシート
 - ・広さは10m×15m及び10m×10m、厚さは#3000程度
- エ 埋却溝の太さに応じて、必要枚数を準備
- オ 処分地指揮所
 - ・ユニットハウス等(16.5㎡(5坪)程度) 1棟
 - ・作業員待機所及び仮設トイレ
 - ・ユニットハウス等(26㎡(8坪)程度) 1棟
 - ・仮設トイレ(幅)91cm×(高)243cm×(奥行)116cm程度 3基

※ただし、作業者の人数を考慮し、必要に応じてサイズ・基数を変更する。

カ 消毒、洗浄作業に必要な水

・状況に応じて、給水車等の手配を行う。

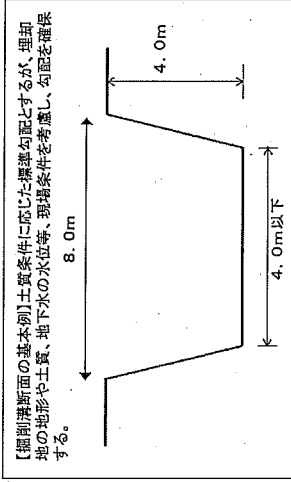
【留意事項】

- 1 緊急に施工業者が準備する資材等
 - (1) 緊急時救助用はしご、ロープ
 - 2 現地防疫対策本部(農林振興センター)が準備するその他資機材等
 - (1) 防護服装一式(防疫服、ゴーグル、マスク、手袋、長靴等)
 - (2) 処分地指揮所での装備
- 処分地指揮所には、焼埋却処分係(県土整備事務所)と協議の上、次の資材等の準備に努める。

- ①必要資材等
 - ・照明・打合わせ用テール・椅子・ホワイトボード(埋却内容記録用等)
 - ②その他の資材等(必要に応じて検討する)
 - ・防水仕様デジタルカメラ
 - ・防水仕様携帯電話
 - ・防水仕様トランシーバー
 - ・パソコン(接続の条件を整えばインターネットの環境を準備する)
- また、用意する電気製品への充電機器及び充電可能な発電機(インバーター機能付き発電機等)を併せて準備する。
- ・冷暖房機材等

焼埋処分係(県土整備事務所及び施工業者)は、焼埋調整係(農林振興センター)からの指示により、以下のア～キの作業を実施する。

- ア 埋却溝の掘削は埋却地の主傾斜に対し直角方向に行う。
- イ (法面の安定性、投入作業、埋め戻し作業の効率化等の観点)
- イ 最大掘削深度は4.0mとするが、湧水や岩が露出し掘削が困難な場合は、掘削深が3m以上確保できれば良い。
- ウ 掘削にバケット0.8m級のバックホーを使用する場合は、基本断面は右図のようになる。



- エ 埋却溝の掘削幅は、汚染物品搬入時にクレーン仕様のバックホー等のバケットが到達する範囲とする。なお、バックホーで搬入作業を行う場合は埋却溝辺に7m程度の作業幅を確保する。他の機種を用いる場合は機種の能力に応じた作業幅とする。
- オ 0.8m級のバックホーを用いる場合の埋却溝の底面幅は、両側から釣り込作業を行うバックホーのアーム到達距離から4mを限界幅とする。他の機種用いる場合は機種能力に応じた底面幅とする。
- カ 埋却溝の掘削土の土圧が、埋却溝法面に悪影響を及ぼすと考えられる場合は、土圧軽減のため、埋却溝法面への影響範囲外に掘削土を速やかに移動させる。
- キ 埋却溝の掘削法面は、地山の土質に応じた標準法面勾配とする。土質が悪い場合は現場条件を考慮しさらに勾配を確保する。

【留意事項】

- 1 掘削は主傾斜に対し直角方向を要辺とする。
- 2 掘削法面は土質条件により標準勾配を維持する。
- 3 湧水、岩帯の露出等があった場合は安全な工法を適用する。

※ 切土に対する標準法面勾配 (切土高5m以下の場合)

土質	掘削面の高さ	床掘り勾配
中硬岩 硬岩	5m未満	直
軟岩 I・II	1m以上 5m未満	1 : 0.3
レキ質土、砂質土	1m以上 5m未満	1 : 0.5
粘性土、岩塊玉石	5m未満	1 : 1.5
砂	5m未満	1 : 1.5

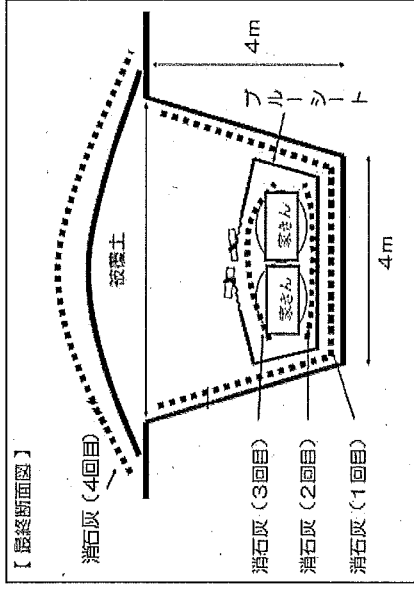
改訂版 土木工事施設設計ガイドブック (II) (平成13年10月改定)
 (監修) 国土交通省大臣官房技術課 (企画) 財団法人日本建設情報センター

(発行) 財団法人全日本建設技術協会

(4) 消石灰の散布

焼埋処分係(県土整備事務所及び施工業者)は、焼埋調整係(農林振興センター)からの指示により、以下のア～エの場合において、消石灰を散布する。散布は、油圧シャベル等の重機を使用し効率的に実施する。(散布量の目安は1kg/㎡とする)

- ア 埋却溝の掘削完了後、底面と法面に消石灰を散布する。
- イ プルーフシート敷設後、内面に消石灰を散布する。
- ウ 死体等の汚染物品投入完了後、その表面に消石灰を散布する。
- エ 被覆土後、埋却地周辺部分もカバーする形で覆土表面に消石灰を散布する。



【消石灰散布時の留意事項】

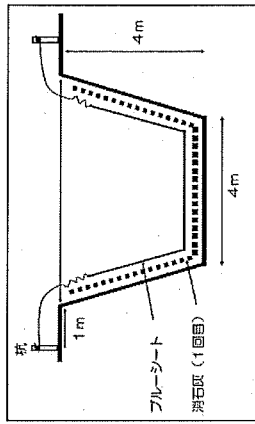
消石灰などの刺激性の消毒薬には十分に注意すること。目や皮膚に触れた場合には、すぐにきれいな水で洗い流す。
 (資料4.6)「消毒薬による皮膚・粘膜の障害」
 (資料4.7)「消石灰を取り扱う際の注意」

(5) プルーフシートの敷設

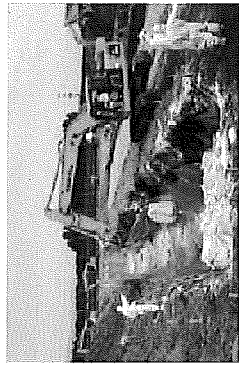
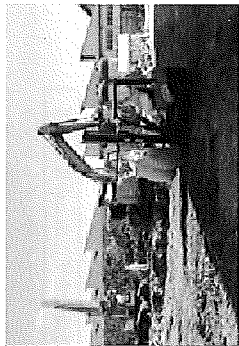
焼埋処分係(県土整備事務所及び施工業者)は、焼埋調整係(農林振興センター)からの指示により、以下のア～オの作業を実施する。

- ア 掘削断面にプルーフシート(10m×15m又は10m×10m、厚さ#3000)を必要枚数敷設する。
- イ シートはロープを結び、打った杭(約2m間隔)に結束し止めておく。(その場合、ある程度たるみを持たせておかないと家さん投入時シートが破けるので注意)

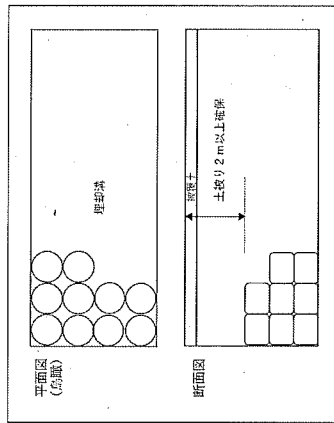
- ウ 基本断面の場合、シート天端が地表から1 m程度下がる状態が望ましい。
- エ 次のシートは2 mの重ねをとって設置すること。
- オ シートの浮上がり防止のため、必要に応じて、土嚢等を設置する。



- (6) 家さん死体・汚染物品の運搬・投入（フレコンバッグの投入）
焼埋却処分係（県土整備事務所及び施工業者）は、焼埋却調整係（農林振興センター）からの指示により、以下のア～カの作業を実施する。



- ア 汚染物品仮置き場のフレコンバッグをフォークリフト等で埋却機近くまで運搬する。
- イ クレーン仕様のバックホーの吊り下げ専用のフックにフレコンバッグの上部取っ手を掛けて吊し、埋却機に投入する。
- ウ その際、誘導員の配置等安全の確保に十分留意すること。
- エ フレコンバッグは掘削断面に沿って「並列」に効率よく並べらる。



- エ 埋却穴の深さに応じてフレコンバッグの積み重ねも可能であるが、土かぶり厚は埋却後の体液の噴出防止や、将来の農地としての利用を念頭に基本的に2.0 m以上を確保する。

オ 家さん死体等の汚染物品投入完了後、その表面に消石灰を散布する。

- カ 石灰散布した後、シートを止めていた杭を引き抜き、埋却機へ投げ入れる。

- (7) 場外に搬出して埋却する場合の対応（処分地が発生農場と離れている場合）

汚染物品のトラックへの積込に際しては、原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏れないよう、荷台（床及び側面）へブルーシート等を敷いた上に積載し、運搬物積載後も、更にその上部もブルーシート等で覆い、全体的に消毒を行うこと。

なお、詳細については、焼埋却調整係（家畜防疫員）の指示を受ける。

- (8) 埋め戻し（被覆土）

焼埋却処分係（県土整備事務所及び施工業者）は、焼埋却調整係（農林振興センター）からの指示により、以下のア～ウの作業を実施する。

- ア 死体を詰め込んだフレコンバッグ等への消石灰散布後、掘削土を埋め戻して覆土する。

この場合、埋め戻した土の上へ重機等を乗り入れることや覆土の転圧は避ける。（重機による締固めは行わない。バケットで軽く均す程度。）

- イ 殺処分畜等を投入していることから、30 cm程度の余盛り状態となる。

- ウ 被覆土後、埋却地周辺部分もカバーする形で覆土表面に消石灰を散布する。

- (9) 防疫フェンスの撤去 ※フェンスを設置している場合

焼埋却処分係（県土整備事務所及び施工業者）は、焼埋却調整係（農林振興センター）からの指示により、防疫フェンスを撤去する。

なお、フェンスに使用した目隠し材へのウイルス付着を考慮し、目隠し材を十分に消毒した後に撤去する。

- (10) 重機（資機材）撤収のための消毒

ア 防疫作業が終了し、重機（資機材）を撤出する際は、現地の消毒警備係（埋却処分地が発生農場と離れている場合等）では焼埋却調整係に申し出て、十分な消毒を受ける。

- イ バックホーやトラクタック運転席や照明器具等、動力噴霧機で消毒できない箇所（ものは、消毒薬を浸漬した雑巾等で拭き取り消毒する。

- ウ 原則として、作業後7日間は発生農場以外の家さん動物飼養施設で使用しない。

止むを得ず使用する場合には、家畜防疫員の指示を受けること。

- (11) 進入路の現状復旧 ※進入路を拡張した場合

仮設道や仮排水路等を撤去し原状に復旧する。また、舗装の復旧等必要に応じて原状に復旧する。

【留意事項】

- 1 施工業者は法面の安定に注意し、法面崩壊監視要員を必要に応じて配置する。
- 2 連続作業時間は1～2時間を目安とする。

【雨天作業時の留意事項】

雨天時は、作業現場が泥濘化などにより作業効率が悪化するだけでなく、埋却溝へ水が溜り、埋却溝の法面が崩壊する等のリスクが高まることから、天気予報や埋却溝の状況（土質、作業の進捗など）、さらに作業員の安全性を十分考慮し、焼埋却調整係（農林振興センター）と協議の上、作業の開始、継続、中止、再開を判断する。

IV 業務の進捗管理

1 業務の監督
施工業者に委託する業務については、必要に応じて県土整備事務所が常駐し監督する。

2 事故発生時の対応
発生した事故の状況を正確に把握し把握した上で救助活動を行うとともに、対応については、焼埋却調整係（農林振興センター）の指示に従う。
なお、法面崩壊の場合は、二重事故の可能性が高いため、救助は慎重に行う。

3 現地作業の終了確認
焼埋却処分係（県土整備事務所及び施工業者）は、埋却業務の完了検査までに、焼埋却調整係（農林振興センター）による現地埋却作業完了の確認を受ける。

4 労働安全衛生法上の留意事項
(1) フックの掛け外し作業は、玉掛けの資格が必要である。
(2) 吊り下しが主作業となる場合は、クレーン仕様のバックホー等による作業とする。
(3) フォークリフト等のオペレーター（有資格者）人員の不足が見込まれる場合は、必要な人数を施工業者に依頼する。

5 現場監理における留意事項
焼埋却処分係（県土整備事務所及び施工業者）は、焼埋却調整係（農林振興センター）と連絡を密にして次の事項に留意して作業を行うこととする。
(1) 施工業者等の消毒及び防疫措置を優先的に配慮する。
(2) 各日の作業開始前に焼埋却作業係、県土整備事務所現場監督職員、施工業者を交え、当日の行程の打合せを行う。
(3) 安全作業を最優先事項とし、安全に支障があると判断した場合は、作業を中断させる。

6 埋却に係る管理の方法や留意事項
県土整備事務所の監督職員は、次の点に留意するとともに、これらの管理が適正に実施されるよう施工業者と協力して実施する。
(1) 写真管理

施工業者は埋却業務の内容を写真で記録する。

V 経費等支払い業務

埋却業務積算基準（資料50）、埋却業務積算例（資料51）、埋却業務標準設計書及び数量統計表（資料52）、労務費計算表（資料56）

1 業務数量の報告・経費の算出・契約内容の確定・検査・委託代金の支払い

（県土整備事務所）

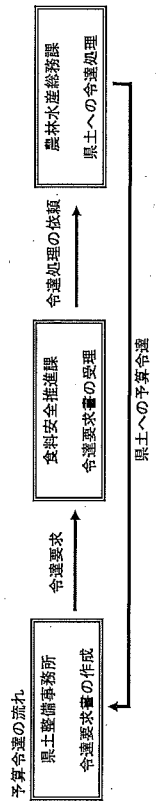
ア 業務数量の報告
活動報告
施工業者は、協定書に基づき様式第4号により県土整備事務所へ業務活動の報告を速やかに行う。

イ 添付書類
上記報告時には、経費の積算に必要な日報・伝票、業務実績数量及び図面等を添付する。
(2) 経費の算出
ア 積算
県土整備事務所は、報告された実績数量等により速やかに経費の積算を行う。

イ 積算時の留意点
経費の積算は、島根県が定めた建設工事積算基準を参考に、現場での作業内容等に十分に反映させ、実績に応じた積算を行う。

ウ 労務費
防疫服を着ての作業となるため、標準歩掛の普通作業員は特殊作業員と読み替えて適用する。
エ 諸経費率
業務費積算の諸経費の工種区分は、「その他土木工事（2）」を採用する。

(3) 予算の要求
県土整備事務所は、算出した経費により畜産課に予算合連要求を行う。



(4) 契約内容の確定
県土整備事務所は算出した経費に基づき、速やかに施工業者との契約内容を確定する。

(5) 検査
県土整備事務所は、「業務委託契約書」並びに「設計図書」に定めるところにより検査を実施する。なお、埋却業務は評定の対象外とする。

(6) 業務委託代金の支払い
県土整備事務所は、上記（4）及び（5）に基づき、請求を受けた日から30日以内に

業務委託代金の支払いを行う。

(7) 埋却業務の国庫補助について

埋却に直接係わる各種経費の1/2が、「へい殺畜等焼却埋却費交付金」として交付される。

なお、埋却業務と直接関係しない作業(交付申請の際に食料安全推進課で判断する)は、同交付金の対象外になる場合があり、県単独事業費での対応となる。

【参考】家畜伝染病予防法第80条第1項第9号に規定される

「焼却又は埋却に要した費用」の概要

- ① 臨時的に任用した者の人夫賃
- ② テント及び照明装置の賃借料
- ③ フレコンバッグその他の運搬具の購入費
- ④ 掘削機械及び運送車両の賃借料並びに燃料費
- ⑤ 焼却施設の使用料
- ⑥ 埋却用シートの購入費
- ⑦ 悪臭防止対策費、土壌汚染防止対策費その他の環境対策費
- ⑧ ①から⑦までに掲げるものとして農林水産大臣が適当と認めるもの

VI 処分地における部外者(マスメディア等)への対応

「疑似患者発生」確定以降は、マスコミの取材等、部外者が処分地を訪れる可能性がある。これら部外者に対しては、係長が次の事項を説明し、処分地内での取材の自粛を要請する。

(1) 当地が高病原性鳥インフルエンザ「疑似患者発生」に係る埋却処分地であること。

(事実を隠すのではなく、正確に現状を伝えること。)

(2) 人や車両にウイルスが付着し、伝染病を拡大させる恐れがあることから、防疫作業現場には近寄らないこと。

(3) 伝染病が他の施設へ拡大すれば地域経済、住民生活に大きな影響を及ぼすこと。

(4) 防疫措置等に関する情報は一括して県防疫対策本部が随時提供すること。